

家賃の減免に必要な書類について

宮城県住宅供給公社
入居管理課 申告算定班
電話 022-206-4480

● ①～③は全世帯提出してください。④は該当する方のみ提出してください。

①	「県営住宅家賃、敷金、割増賃料等減免等承認申請書」(所定様式) ⇒必要事項を記入してください。また、理由はなるべく詳しく書いてください。 自動車保有している方は、必要とする理由を詳しく記入してください。
②	世帯全員の住民票 (続柄・世帯主、本籍・筆頭者の表記があるもの)
③	世帯全員の収入の有無及び扶養関係がわかる証明書 (18歳以上の方は全員) 18歳未満の方でも 令和5年度 所得証明書 (控除明細・収入金額があるもの※) 収入のある時は必要 令和5年度 非課税証明書 (" ※) ・・令和4年1月1日以降所得のない方

※ 証明書発行の際は、この用紙を窓口までお持ち下さい。
各証明書等は3ヶ月以内に発行(作成)したものを提出してください。(コピー不可)

● ④ 以下の項目に該当する方は、あてはまる物全て提出して下さい。

1)	給与収入のある方 (パート・アルバイト、高校生、専門学校生、大学生の方も含む) 令和4年11月1日以前から同じ会社にお勤めの方 ○勤務先証明書 (所定様式) ○令和5年分源泉徴収票 (複数ある場合は全て提出してください。) 令和4年11月1日以降に就職・転職等された方 ○勤務先証明書 (所定様式) ○給与支払証明書 (所定様式) ※就職後1年未満の方 ○令和5年分源泉徴収票 (複数ある場合は全て提出してください。) ○雇用保険受給資格者証の写し、または、退職証明書 (複数退職している場合は全て)
2)	令和4年11月1日以降に退職された方 ○雇用保険受給資格者証の写し(裏面も必要) ○離職票の写し、または、退職証明書 (複数退職している場合は全て)
3)	事業所得者の方 ○令和5年分の確定申告書の写し (税務署の收受印のあるもの) (対象期間は令和5年1月1日～令和5年12月31日) ○令和5年1月1日以降事業を始めた方は収支明細書も必要 ○令和5年1月1日以降廃業された方は廃業届の写し(受理印のあるもの)も必要
4)	年金受給者の方 (最新のものを提出してください。ハガキ状のもの) ○老齢年金・企業年金・基金受給者 ・・令和5年分の公的年金等の源泉徴収票 または年金改定通知書 ○遺族年金・障害年金受給者 ・・最新の年金振込通知書 または最新の年金改定通知書 ○年金生活者支援給付金を受けている方は、振込通知書も必要です。
5)	留学生の方 ○外国人登録証明書 (家族全員) ○在学証明書 ○私費留学生証明書 ○奨学金支給証明書 ○奨学金受給の「有・無」に関する申立書
6)	公的給付などを受けている方 (非課税の手当)・その他 ○児童手当支払通知書の写し ・・(中学生以下のお子さんがある方) ○児童扶養手当証書の写し ○障害児福祉手当証書の写し ○特別児童扶養手当証書の写し ○養育費・仕送り等 (預金通帳の写し等) ○障害者手帳の写し ○その他公的給付の証書等の写し ○納付誓約書 (家賃の支払いが遅れている方) ・・・その他非課税所得(収入)のある方はそれを証する書類
7)	既に承認された減免期間中に状況が変わった方 ○「県営住宅家賃等の減免に関する該当事由変更届」(所定様式)
8)	病気等により長期療養の方 ○医師からの診断書 ○療養費等の支払証明書・領収書の写し ・・発行日が1年以内で、名前の印字があるもの。

提出された領収書等はお返ししません。原本が必要な方はコピーを提出して下さい。